

衆参を完全に対等統合して一院制の国会を創設

衆参対等統合一院制国会創設案

1. 衆議院と参議院を対等に統合して一院制の国会とする。
2. 2016年までに一院制の国会を創設する。
3. 国会議員の定数は、現行 722 人を 3 割(222 人)削減し、500 人以内として、別に法律で定める。
4. 国会議員の任期は、4 年とする。
5. 国会の会期は、通年国会とする。
6. 国会の解散は、不信任の可決(信任の否決)のときに限定する。
7. 国会が解散された場合には、解散以前に在籍していた国会議員は、新しく選任された国会議員が任務を開始するまで、引き続き職務を行う。
8. 国会議員の 1/2 以上の同意があれば、法案や条約を国民投票に付すことができる。
9. 内閣総理大臣は、予算及び租税以外の法案や条約を国民投票に付すことができる。

10. 検討事項

国会議員の選挙制度は、昭和 21 年 4 月 10 日に施行された都道府県単位の大選挙区制限連記制をはじめ、中選挙区制や比例代表制も検討する。

2012 年 3 月 7 日

衆参対等統合一院制国会実現議連